平成２８年（フ）第１３７号
茨城県結城市大字上成173番地４
債務者　増田美由記
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１４１号
茨城県古河市下大野1028―５　ヤマサンコーポＡ201、住民票上の住所茨城県古河市上辺見2958番地　アメニティハイツ201号
債務者　中島　綾佳
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１４８号
茨城県古河市大山1767番地１　ダイセーログ社宅206号、前住所茨城県桜川市富士見台１丁目46番地１　シティキムラ103
債務者　上田　庸一
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１５４号
茨城県結城市大字結城908番地１　奥沢住宅１号
債務者　大庭　兵太
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１５５号
茨城県結城市大字結城908番地１　奥沢住宅１号
債務者　大庭有希子（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第７９号
新潟県上越市藤野新田1310番地　Ｂｅｌｌｅ　Ｌｅａｄアルカディア Ａ棟202号
債務者　茨木　裕之
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第９８号
富山県小矢部市水島528番地
債務者　澤田　佳久
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１００号
富山県南砺市嫁兼200番地
債務者　上坂　　孝
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２６６号
山梨県中央市西新居161番地２　レジデンス田島１　102
債務者　都築　千恵
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
長野市戸隠3540番地
債務者　山極　龍一
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
長野市大字西尾張部1025番地２　フローレンス・エムＣ―202
債務者　山崎　豊美
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７０号
岐阜県美濃加茂市清水町１丁目５番24号　レジデンスＩＴＡＺＵⅡ102号
債務者　築山あゆみ
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第７１号
岐阜県可児市川合879番地２　クリスタル102、前住所岐阜県瑞浪市西小田町５丁目72番地の４
債務者　井戸　　孝
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１５５８号
愛知県東海市富貴ノ台６丁目108番地　ソワール富貴（103号）
債務者　藤崎英理子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１１号
兵庫県姫路市香寺町中屋24番地１カーサ香呂204、従前の住所兵庫県姫路市砥堀142番地２
債務者　木下美紀子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４１７号
兵庫県姫路市四郷町本郷412番地４アメニティ本郷102、従前の住所兵庫県神崎郡福崎町南田原2700番地14
債務者　鍵田　幸治
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４１８号
兵庫県姫路市四郷町本郷412番地４アメニティ本郷102、従前の住所兵庫県神崎郡福崎町南田原2700番地14
債務者　鍵田　真子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部